

山口県報

平成 27 年
9 月 8 日
(火曜日)

目 次

- 告示
土地改良事業計画変更の認可（農村整備課）……………
- 区画漁業権の免許（水産振興課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………

- 選挙告示
政治団体の名称等……………
- 政治団体の異動事項……………
- 解散等に係る政治団体の名称等……………

山口県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年九月八日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
下関土地改良区	王司地区	土地改良施設の管理	平成二七、八、三一
	山口県知事	村岡 嗣 政	

山口県告示第三百十四号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示（平成二十七年山口県告示第百二十二号）に係る漁業権につき、次のとおり漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十条の規定による免許をした。

平成二十七年九月八日

免許番号	漁業権者の住所及び名称
区第二十八号	下関市伊崎町一丁目四番一四号 山口県漁業協同組合
区第二十九号	〃 〃 〃 〃
区第三十号	〃 〃 〃 〃
区第三十一号	〃 〃 〃 〃
区第三十二号	〃 〃 〃 〃
区第三十三号	〃 〃 〃 〃

山口県告示第三百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年八月二十二日限り消滅した。

平成二十七年九月八日

油谷町加入区	山口県知事	村岡 嗣 政
油谷町西北部加入区	通加入区	

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年九月八日

山口県選挙管理委員会告示 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
自由民主党山口県山口市第三支部	俵田 祐児	大林 和美	山口市下堅小路25	以上の市町村の区域等を単けられた政党(自由民主党)の支部	平成27、30

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十一条の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年九月八日

山口県選挙管理委員会告示 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党秋芳支部	安富 法明	代表者事務所	安富 法明 美祿市秋芳町 嘉万5030	秋山 早苗 美祿市秋芳町 嘉万1716	平成27、5
民主党山口県第1区総支部	西嶋 裕作	会計責任者	岩本 晋	炭村 信義	” ” /3
大西倉雄後援会	木下 敬介	代表者事務所	木下 敬介 長門市東深川 1899の1	岩田 啓靖 長門市日置上 5735	” ” 23
			古泉 直紀	山谷 良数	” ” 6
柏原重海後援会	河本 勝文	会計責任者	古泉 直紀	山谷 良数	” ” 6
かわい美和子後援会	安田 永一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係以外の政治団体の区分	国会議員関係以外の政治団体の区分	平成25、12、31
岸本たかお後援会	岸本 隆雄	会計責任者	岸本 政代	藤村 浩二	平成27、7、

平成二十七年九月八日印刷

発行所 山口県知事

斯道塾	伯野 光市	名 称	斯道塾	政治結社日本皇道塾	” ” 22
山口県医薬品登録販売者連盟	山田百合男	代表者事務所	山田百合男 下関市上新地町2丁目2番7号	大下 雅人 下関市伊倉町3丁目5番11号	” 6、30

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年九月八日

山口県選挙管理委員会告示 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
大田ゆきお後援会	池之上 博	大田 隆二	下関市田中町6番23号	平成26、12、31